

# ドイツの SNS 法

## —インターネット上の違法なコンテンツ対策—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
国土交通課 神足 祐太郎

### 目 次

はじめに

#### I ネット上の違法コンテンツ対策と SNS 法制定の経緯

- 1 違法コンテンツ対策—媒介者の責任の観点から—
- 2 SNS 法制定の経緯

#### II SNS 法の概要

- 1 対象と範囲
- 2 報告義務
- 3 苦情処理手続の策定義務
- 4 過料
- 5 国内の送達受取人等の指名義務

おわりに

翻訳：ソーシャルネットワークにおける法執行の強化に関する法律（ネットワーク法執行法-NetzDG -）

キーワード：ネットワーク法執行法、プロバイダ責任制限法、ヘイトスピーチ、フェイクニュース、SNS、違法コンテンツ

## 要 旨

ドイツでは、「ソーシャルネットワーク（SNS）における法執行の強化に関する法律」（以下「SNS法」という。）が2017年9月7日に公布され、同年10月1日施行された。これまで、インターネット上の違法情報について、プロバイダ等の事業者（SNS事業者を含む。）には一定の条件下で免責が与えられ、自主的な対応が求められてきた。ドイツでは、インターネット上のヘイトスピーチの問題等につき、更なる対策が求められたことが、SNS法の制定につながった。同法は、インターネット上の違法なコンテンツ対策のため、SNS事業者に対して、一定の違法なコンテンツに係る苦情への対応手続策定及び苦情への対応に係る報告書の作成・公表の義務を課すものである。また、ドイツ国内における法的手続のための担当者等の任命も義務付けられた。こうした義務への違反に対しては、最大で5000万ユーロ（約65億円）の過料が科され得る。本稿では、SNS法の概要を紹介し、併せて同法の全文を訳出する。

## はじめに

ドイツでは、「ソーシャルネットワーク（SNS）における法執行の強化に関する法律」（以下「SNS法」という。）<sup>(1)</sup>が2017年9月7日に公布され、同年10月1日施行された。同法は、インターネット上の違法なコンテンツ<sup>(2)</sup>対策のため、ソーシャルネットワーク事業者に対して、一定の違法情報に関する苦情対応手続の策定等を義務付けるものである。本稿では、SNS法制定の経緯及び内容を紹介し、あわせて、SNS法を訳出する<sup>(3)</sup>。

## I ネット上の違法コンテンツ対策と SNS 法制定の経緯

SNS法は、プロバイダ等が媒介する違法情報に関する法的責任の免除とその下での自主規制というこれまでの枠組みを超えて、違法情報への対策強化のための具体的な義務を課すものである。以下、ネット上の違法情報対策における媒介者の役割を整理し、同法制定の経緯をたどる。

\* 本稿におけるインターネット情報最終アクセス日は、2018年10月30日である。なお、本稿の執筆に先立ち、筆者は2018年3月下旬に、ベルリン（ドイツ）等において、「SNSにおける法執行の強化に関する法律」（「SNS法」）等に関連する各機関（連邦司法消費者保護省、連邦議会調査局、青少年保護委員会）を訪問する機会を得た。また、情報法制学会第1回研究大会（2017年12月16日）における實原隆志福岡大学教授の報告「ドイツのSNS法」からも示唆を得た。この場を借りてお世話になった方々に御礼を申し上げる。

(1) *Netzwerkdurchsetzungsgesetz vom 1. September 2017 (BGBl. I S. 3352)*. <<https://www.gesetze-im-internet.de/netzdg/BJNR335210017.html>> 略称として、ネットワーク執行法、NetzDG、Facebook法なども使われる。

(2) 本稿では、違法ないし違法であると考えられる情報を「違法情報」、SNS法の定義（後述）に従った一定の範囲の違法情報を「違法なコンテンツ」という。

(3) 同法をめぐる議論の内容については、神足祐太郎「ドイツのSNS法」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1019号、2018.10.18. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11169747\\_po\\_IB1019.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11169747_po_IB1019.pdf?contentNo=1)>（本稿の内容と一部重複する。）；鈴木秀美「インターネット上のヘイトスピーチと表現の自由—ドイツのSNS対策法をめぐる一—」工藤達朗ほか編『憲法学の創造的展開—戸波江二先生古稀記念— 上巻』信山社、2017、pp.577-599；實原隆志「ドイツのSNS法—オーバーブロッキングの危険性について—」『情報法制研究』4号、2018.11、pp.46-56.を参照。

## 1 違法コンテンツ対策—媒介者の責任の観点から—

プロバイダ、SNS 事業者等の媒介者<sup>(4)</sup>は、ネット上の情報流通において大きな役割を果たしており、違法情報に対して直接的・迅速な対応を採りうる立場にある。他方で、過重な責務を課せば、媒介者の経営に過度の負荷がかかり、情報の流通、事業の発展に対し、深刻な影響を与えることにもつながる。そこで、日本、欧州等では、媒介者に対して、違法情報を知った場合に削除等の措置を採ること等、一定の条件のもとで免責を与える制度が採用されている<sup>(5)</sup>。各事業者による違法情報の削除等の対応はそうした免責制度の下で行われており、換言すれば、免責制度によって自主規制を促進するという枠組みが構築されていると捉えることができる<sup>(6)</sup>。

ドイツでも、従来「テレメディア法」<sup>(7)</sup>第 10 条において、①違法な行為・情報に関する認識を有さず、それらが明白となる事実・状況の認識がないこと、②違法な情報に関する認識を得た場合に直ちに削除等の措置を採ることを要件として、他者の情報を保存する媒介者の免責を認めてきた。

## 2 SNS 法制定の経緯

### (1) ネット上のヘイトスピーチ問題

ドイツにおいて新たに SNS 法を制定する理由として第一に挙げられていたのが、ネット上のヘイトスピーチ<sup>(8)</sup>その他の犯罪行為への規制強化である<sup>(9)</sup>。法案説明資料は、ヘイトスピーチその他の犯罪に効果的に対処できなければ、自由で開かれた民主主義社会の平和的共存に対する大きな脅威となると指摘している<sup>(10)</sup>。連邦司法消費者保護省は、2015 年 9 月、ネット関係企業、関連団体らとともに、ネット上のヘイトスピーチに対するタスクフォースを結成し、違法コンテンツを遅滞なく（24 時間以内に）削除することを含む共同対応方針の公表（同年 12 月）等の対応を採ってきた<sup>(11)</sup>。

しかし、2017 年 3 月に行われた、各種 SNS（Facebook, Twitter, YouTube）上におけるヘイトスピーチの削除率に関する実態調査では、YouTube では、一般ユーザーの通報に基づき 24 時間

(4) 今日のインターネット上では、通信事業者、プロバイダ、検索事業者等、情報流通の「媒介者」(Intermediary)が「表現の自由のインフラストラクチャ」としての役割を担っている一方、表現に対する規制と監視をも担い得ることが指摘され、情報法学等の分野で注目されている（成原慧『表現の自由とアーキテクチャー—情報社会における自由と規制の再構成—』勁草書房、2016、p.6.）。

(5) 日本では、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成 13 年法律第 137 号。「プロバイダ責任制限法」）による。概要については、神足祐太郎「権利侵害とプロバイダの責任—インターネット上の名誉毀損への対応—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』919 号、2016.8.25、pp.5-6。<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10189094\\_po\\_0919.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10189094_po_0919.pdf?contentNo=1)> も参照。

(6) 生貝直人『情報社会と共同規制—インターネット政策の国際比較制度研究—』勁草書房、2011、p.33。

(7) Telemediengesetz vom 26. Februar 2007 (BGBl. I S. 179)。<<https://www.gesetze-im-internet.de/tmg/BJNR017910007.html>>

(8) ドイツのヘイトスピーチ規制については、小笠原美喜「米英独仏におけるヘイトスピーチ規制」『レファレンス』784 号、2016.5、pp.29-43。<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9977281\\_po\\_078402.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9977281_po_078402.pdf?contentNo=1)> 等を参照。なお、日本においては、差別的表現が特定の個人・団体に向けられた場合には、名誉毀損罪等に該当する可能性があるが、ある属性（国籍、民族、性別など）を持った集団に向けられた表現については、現行法上規制は難しいとされる（小倉一志「インターネット上の差別的表現・ヘイトスピーチ」松井茂記ほか編『インターネット法』有斐閣、2015、p.164.）。

(9) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 18/12356, S.1。<<https://dipbt.bundestag.de/doc/btd/18/123/1812356.pdf>>

(10) *ibid.*

(11) „Die Initiative gegen Hasskriminalität im Netz.“ Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz website <[https://www.fair-im-netz.de/WebS/NHS/DE/Home/home\\_node.html](https://www.fair-im-netz.de/WebS/NHS/DE/Home/home_node.html)>

以内に民衆扇動罪<sup>(12)</sup>等に当たるコンテンツの90%を削除できていたものの、Facebookでは当該コンテンツの39%、Twitterでは1%の削除に留まった<sup>(13)</sup>。

## (2) フェイクニュースへの対応

法案説明資料では、米国大統領選挙キャンペーン<sup>(14)</sup>において得られた知見を基に、「フェイクニュース」<sup>(15)</sup>への対応も重視されるとしている<sup>(16)</sup>。同法が、フェイクニュース対策のための法律とも報じられた所以である。

ドイツでは2016年にも、シリア難民の男性がアンゲラ・メルケル (Angela Merkel) 首相と撮影した写真に、当該男性がテロ事件の犯人であるとの誤った説明を付されて、フェイスブック上で拡散されるという事件が発生している<sup>(17)</sup>。

## (3) 立法過程

このように、ネット上のヘイトスピーチ等が問題となり、また、2017年9月の連邦議会選挙を前に、与党会派が連邦司法消費者保護大臣に対策を講じるように迫っていた<sup>(18)</sup>。同年3月14日には、連邦司法消費者保護省の草案 (Referentenentwurf) が公表され、4月5日に連邦政府法律案が閣議決定された。

速やかな成立のため、連邦政府案と同内容の連立与党案が5月16日に連邦議会に提出され<sup>(19)</sup>、委員会提案による修正を経て、2017年6月30日に可決された。修正法案は、7月7日に

(12) いわゆるヘイトスピーチを規制するものである。公共の平穏を乱し得るような態様で、国籍等によって特定される集団等に、暴力的又は恣意的な措置を誘発する者等を罰する。(小笠原 前掲注(8), pp.37-39.)

(13) 調査の実施主体は、Jugendschutz.net (ネット上の青少年保護に関係する機関) である。民衆扇動罪等に当たるコンテンツを①一般ユーザーとして通報、②認証ユーザーとして通報、③電子メールで直接連絡の3段階で報告し、各SNSの削除率を調査した。同様の調査は、2016年にも行われている。Judenschutz.net, „Löschung rechtswidriger Hassbeiträge bei Facebook, YouTube und Twitter,“ 2017.3.14. Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz website <[https://www.fair-im-netz.de/WebS/NHS/SharedDocs/Downloads/DE/03142017\\_Monitoring\\_jugendschutz.net.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=3](https://www.fair-im-netz.de/WebS/NHS/SharedDocs/Downloads/DE/03142017_Monitoring_jugendschutz.net.pdf?__blob=publicationFile&v=3)>; Deutscher Bundestag, *op.cit.*(9), S.1-2.

(14) 2016年の米国大統領選の際には、SNS上で「ローマ法王がトランプ候補を支持」、「児童性愛者の地下組織にクリントン候補が関与している」といった虚偽の情報 (フェイクニュース) が拡散し、選挙結果に影響を与えたのではないかと、という議論が起こった (平和博『信じてはいけない—民主主義を壊すフェイクニュースの正体—』朝日新聞出版, 2017, pp.14-18, 36-38.)。

(15) 直訳すれば「偽のニュース」を意味する。場合によっては、誤報、パロディを指すほか、敵対的な報道に対する攻撃にも用いられる多義的な言葉だが、「読者を誤解させ又は影響を与えることを目的としたコンテンツ」などと定義される。一般的に、虚偽であることそのものは違法ではないが、名誉毀損等に該当する可能性もある。(Claire Wardle “Fake News. It’s complicated,” 2017.2.16. First Draft website <<https://firstdraftnews.org/fake-news-complicated/>>; “Online Information and Fake News,” *POST Note*, No.559, 2017.7 <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/POST-PN-0559/POST-PN-0559.pdf>>; 鈴木 前掲注(3), p.584.)

(16) Deutscher Bundestag, *op.cit.*(9)

(17) 鈴木 前掲注(3), pp.579-580. 近年欧州では、外国勢力からの虚偽の情報を通じた政治への介入が問題視されている (Naja Bentzen, “Foreign influence operations in the EU,” 2018.7. European Parliament website <[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2018/625123/EPRS\\_BRI\(2018\)625123\\_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2018/625123/EPRS_BRI(2018)625123_EN.pdf)>)。ドイツ国内でも、2016年に発生した「リサ事件」が大きな運動に発展した。2016年1月にロシア系ドイツ人の少女が、誘拐されアラブ系移民による強姦被害にあったとロシア系メディアが報じた。後に少女自身が、誘拐・強姦は虚偽であったと証言したが、デモ、さらにはロシアのセルゲイ・ラブロフ (Sergej Lavrov) 外務大臣によるドイツ警察等に対する懸念の発表につながった。(Stefan Meister, “The “Lisa case”: Germany as a target of Russian disinformation,” *NATO Review Magazine*, [2017.7.25]. <<https://www.nato.int/docu/review/2016/also-in-2016/lisa-case-germany-target-russian-disinformation/EN/index.htm>>; Marius Mortsiefer, “The German Battle With Fake News,” *Readings: Eastern Europe and Beyond*, No.1, 2018.4.16. <<http://www.eesc.lt/uploads/news/id1059/Readings%202018%201.pdf>>.)

(18) 経緯について、鈴木 前掲注(3), pp.580-582を参照した。

(19) ドイツ基本法第76条第2項では、連邦政府提出法案は、まず、連邦参議院に送付され、連邦参議院は、原則6週間以内に態度を決定するものとされている。連立与党は、この態度決定手続を迂回するため、同内容の与党案を連邦議会に提出した。(鈴木秀美「ドイツのSNS対策法と表現の自由」『メディア・コミュニケーション』68号, 2018, p.3. <<http://www.mediacom.keio.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2018/04/4338829378f9b93f524fb8aeb862933b.pdf>>)

連邦参議院を通過し SNS 法は成立した。9 月 1 日に連邦大統領による認証が行われ、9 月 7 日に公布された。

SNS 法は、全 6 条からなる同法の制定の他、テレメディア法<sup>(20)</sup>の改正と 2017 年 10 月 1 日の施行を規定する。施行後、法律に定められた経過期間を経て、2018 年 1 月から本格実施に移されている。

## II SNS 法の概要

SNS 法は、一定の規模を有する SNS 事業者に対し、特定の違法情報への苦情処理手続の策定、対応に関する報告書の作成・公開等を義務付けるものである。違反に対する過料は高額に及ぶ場合もあるとされる。以下では、同法の概要を紹介する。

### 1 対象と範囲

#### (1) 対象となる SNS 事業者

対象となる事業者は、国内の利用登録者<sup>(21)</sup>が 200 万人以上の一般 SNS 事業者である。音楽に限定されたもの、職業紹介 SNS 等、特定のコンテンツに限定された SNS は対象とならない<sup>(22)</sup>。事業者自らが責任を負っているジャーナリズム的編集を経たプラットフォームも SNS の定義から除かれている。(第 1 条第 1 項及び第 2 項)

#### (2) 違法なコンテンツの範囲

SNS 法で対応を義務付けられる「違法なコンテンツ」は、第 1 条第 3 項に掲げられた刑法典上の犯罪<sup>(23)</sup>の構成要件に該当するものであって、かつ違法性が阻却されないものをいう。したがって、刑法典上違法とならない情報（一部のフェイクニュース<sup>(24)</sup>等）は、同法の対象外ということになる。

(20) *op.cit.*(7) テレメディア法第 14 条に第 3 項から第 5 項までを追加するものであり、違法なコンテンツによる権利侵害に関連した私法上の手続のための個人データの開示について規定している。

(21) 法案では当初、利用者数とされていたが、利用者の指す範囲が曖昧であることなどが指摘され、利用登録者に修正された (Bernd Holznel, „Stellungnahme zum Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung der Rechtsdurchsetzung in sozialen Netzwerken Bundestags-Drucksache 18/12356,“ 2017.6.17. Deutscher Bundestag website, S.2. <<https://www.bundestag.de/blob/510884/f1b4c089c611b0dadf00a367407a462d/holznel-data.pdf>>; Deutscher Bundestag, Drucksache, 18/13013, S.19. <<http://dip21.bundestag.de/dip21/btd/18/130/1813013.pdf>>)。

(22) オンラインゲームに交流機能が付いたものについて、連邦司法消費者保護省担当者からは、現時点では対象ではないとの見解が示された一方、規制に関する議論があることが紹介された。

(23) 対象となるのは、刑法典第 86 条 (違憲組織 (ナチス等) のプロパガンダの制作・頒布)、第 86a 条 (違憲組織のシンボルの頒布、公然使用)、第 89a 条 (国家を脅かす暴力行為の準備)、第 91 条 (第 89a 条の罪を文書によりそのかすこと)、第 100a 条 (国家反逆的な事実の歪曲)、第 111 条 (犯罪の扇動)、第 126 条 (犯罪行為を実行するという脅迫により公共の平穏を乱すこと)、第 129 条から第 129b 条まで (犯罪組織及びテロ組織の結成等)、第 130 条 (民衆扇動。ヘイトスピーチやナチスの暴力的支配の賛美等)、第 131 条 (暴力表現)、第 140 条 (犯罪行為への報酬の支払等)、第 166 条 (他者の宗教観・世界観の誹謗)、第 184d 条に関連する第 184b 条 (ポルノの放送等)、第 185 条から第 187 条まで (名誉毀損的表現)、第 201a 条 (盗撮等高度に私的な領域の撮影)、第 241 条 (脅迫) 又は第 269 条 (法律行為の証拠となるデータの偽造) である。

(24) 違法情報に該当するフェイクニュースとしては、名誉毀損的表現 (刑法典第 187 条 (中傷) 等) が代表的なものである。しかし、フェイクニュース対策として期待される成果は少ないとするものもある。(Bernd Holznel, „Phänomen „Fake News“- Was ist zu tun?“ *Multimedia und Recht*, 21(1), 2018, p.21.)

## 2 報告義務

違法なコンテンツへの対応に関する報告を義務付けられるのは、年間 100 件を超える苦情を受けた SNS 事業者である（第 2 条第 1 項）。該当する SNS 事業者は、半年に 1 度、報告書をドイツ語で作成し、連邦官報及び自社のウェブサイトで公開しなければならない（当該期間終了から 1 か月以内）。報告書には、①犯罪行為の防止のために行う取組の説明、②苦情送信の仕組み及び違法なコンテンツの削除等に係る判断基準、③報告期間中に受信した苦情数、④対応する組織及び人員への訓練体制等、⑤業界団体への加盟状況、⑥判断のために外部に相談した件数、⑦削除等に至った件数、⑧苦情の到達から削除等に至るまでの時間、⑨申立人及び利用者に対する判断の通知の措置を記さなければならない（第 2 条第 2 項）。

## 3 苦情処理手続の策定義務

SNS 事業者には、違法なコンテンツに関する苦情を送信するための方法を利用者に提供するとともに、苦情処理手続を策定することが義務付けられる（第 3 条）。

なお、過料規定においては、地理的限定（ドイツ国内居住者等からのもの）（第 4 条第 1 項第 2 号）があり、国外利用者からの苦情の受付は求められていない<sup>(25)</sup>。

### (1) 手続において実施されるべき内容

苦情処理手続においては、以下のことが実施される必要がある。まず、遅滞なく苦情を認識し、当該コンテンツの違法性及び削除等を行う必要性について審査することである（第 3 条第 2 項第 1 号）。次に、当該情報が明らかに違法である場合には、これを 24 時間以内に削除することが求められる（同項第 2 号）。それ以外の場合であっても、違法なコンテンツは原則として 7 日以内に削除される必要がある（同項第 3 号）。ただし、主張されている事実の真実性が違法性の判断に関係する場合<sup>(26)</sup>や規制された自主規制機関（後述）の判断に委ねる場合はこの限りではない（同）。

削除を行った場合には、苦情の申立人及び苦情対象となったコンテンツの発信者に決定の事実及びその理由を伝えることとされている（同項第 5 号）。また、削除等の措置が採られたコンテンツを証拠保全のため 10 週間保存することも求められている（同項第 4 号）。

なお、法案段階では、苦情のあった違法なコンテンツについて SNS 上にある全ての複製を遅滞なく削除することが求められていたが、委員会審査段階で、当該コンテンツが投稿された文脈を考慮して複製に当たるか否かを事業者が判断することは困難であること等<sup>(27)</sup>を理由として当該条項は削除された<sup>(28)</sup>。

(25) 苦情処理手続につきドイツ語以外による受付が排除されているわけではなく、例えば、苦情処理に関する日本語版のページが置かれている事業者もある（筆者の連邦司法消費者保護省における聞き取りによる。例として、「ネットワーク執行法（「NetzDG」）」Facebook ウェブサイト <<https://ja-jp.facebook.com/help/285230728652028>>）。

(26) 委員会審査段階で盛り込まれた規定であり、この場合、利用者に意見を述べる機会を与えることができるものとされている。例えば、刑法典第 186 条（悪評の流布）は、主張された事実が証明可能な程度に真実ではないことを要件としている。こうした罪に該当すると主張されている場合には、主張の真偽や背景の確認に時間を要する。

(27) また、EU 電子商取引指令（Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market (Directive on electronic commerce)）第 14 条において、サービス利用者により提供された情報を蓄積するサービス（ホスティング）について、その提供者が違法な情報に関する知識を有さない場合には免責されると定められていることに反するという懸念もある。

(28) Deutscher Bundestag, *op.cit.*(21), S.22.

## (2) 規制された自主規制機関

規制された自主規制とは、法規制により事業者の自主規制を促進する手段ないし、自主規制の枠組みを決定する手段である。こうした手法は、共同規制（民間の自主規制に対して一定の公的コントロールに基づき規制する手段）とも言われる<sup>(29)</sup>。過剰削除（オーバードロッキング）を懸念するドイツ弁護士協会（Deutscher Anwaltverein）により提案されたもので、委員会審査段階で盛り込まれた<sup>(30)</sup>。

具体的には、違法性を審査する者の独立性及び専門性が保証されていること等の要件を満たす自主規制機関を連邦司法庁が認定する（第 3 条第 6 項から第 8 項まで）。そして、当該機関に削除等に係る判断を委ね、これに従う場合には、上述の削除期限（7 日間）を超えることが許される（同条第 1 項第 3 号 b）。

## 4 過料

SNS 法による報告義務及び苦情処理手続の策定義務等に反した事業者等には、秩序違反として過料が科せられる。法人に対する過料は最大で 5000 万ユーロ（約 65 億円<sup>(31)</sup>）（秩序違反法<sup>(32)</sup>第 30 条の規定の適用による）である（第 4 条 2 項）。ただし、苦情処理手続において保証されるべき事項について不備があったり、その運用について体制上の問題があったりする場合は対象であって、個別のコンテンツを削除しなかったことをもって過料が課されるわけではない<sup>(33)</sup>。

2018 年 3 月には同法の過料に関するガイドラインが公表され、過料の原則や事業者の規模、違反した条項と違反の度合いによる過料の算定基準等が示されている<sup>(34)</sup>。

## 5 国内の送達受取人等の指名義務

SNS 事業者については、司法や被害者に対応する責任ある担当者等がドイツ国内に存在しないことが SNS 上における法の執行上の主要課題の一つであると考えられていた<sup>(35)</sup>。これに対応するため、SNS 事業者は、ドイツ国内における法的手続のために、責任者ないし窓口となる

(29) 生貝 前掲注(6), p.2. 詳細は同書を参照。ただし、共同規制が「多義的」であるのに対し、規制された自主規制はより包括的な概念と相違を指摘するものもある（杉原周治「青少年メディア保護州際協定における「規制された自主規制」」ドイツ憲法判例研究会編『憲法の規範力と行政』（講座 憲法の規範力 5 巻）信山社, 2017, pp.245-246.）。ドイツにおけるほかの導入例について以下を参照。鈴木秀美「メディア融合時代の青少年保護—ドイツの動向—」『メディア・コミュニケーション』61号, 2011.3, pp.25-26. <[http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/download.php/AA1121824X-20110300-0021.pdf?file\\_id=114902](http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/download.php/AA1121824X-20110300-0021.pdf?file_id=114902)>

(30) Deutscher Bundestag, Wissenschaftliche Dienste, *Entwurf eines Netzwerkdurchsetzungsgesetzes: Vereinbarkeit mit der Meinungsfreiheit*, WD 10-3000-040/17, S.11. <<https://www.bundestag.de/blob/517612/1aa3b04546f84e9b795bf22e5d2cda8a/wd-10-040-17-pdf-data.pdf>>

(31) 1 ユーロは約 131 円（平成 30 年 11 月分報告省令レート）である。

(32) Gesetz über Ordnungswidrigkeiten in der Fassung der Bekanntmachung vom 19. Februar 1987 (BGBl. I S. 602). <[https://www.gesetze-im-internet.de/owig\\_1968/BJNR004810968.html](https://www.gesetze-im-internet.de/owig_1968/BJNR004810968.html)>

(33) SNS 法第 4 条第 3 項第 5 号。連邦司法消費者保護省担当者からも同趣旨の説明があった。

(34) 事業者の規模は、A～D に分類され、それぞれ利用登録者数ベースで、2000 万人以上、400 万人以上 2000 万人未満、200 万人以上 400 万人未満、200 万人未満である。違反の度合いは、具体的な事実及び結果から「極めて重大」、「非常に重大」、「重大」、「中程度」、「軽微」の 5 段階に分類される。特に「非常に重大」については、SNS 法において要求される事項を遵守する努力を全く行わない等の例外的な場合にのみ適用されるものとされている。*NetzDG-Bußgeldleitlinien: Leitlinien zur Festsetzung von Geldbußen im Bereich des Netzwerkdurchsetzungsgesetzes (NetzDG)*, 2018.3.22. Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz website <[https://www.bmjv.de/SharedDocs/Downloads/DE/Themen/Fokusthemen/NetzDG\\_Bu%C3%9Fgeldleitlinien.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=3](https://www.bmjv.de/SharedDocs/Downloads/DE/Themen/Fokusthemen/NetzDG_Bu%C3%9Fgeldleitlinien.pdf?__blob=publicationFile&v=3)>

(35) Deutscher Bundestag, *op.cit.*(9), S.27.

者を指名することが義務付けられた。違法なコンテンツに起因する過料手続上及び民事裁判上の手続のために任命されるのが国内の送達受取人である（第5条第1項）。

一方、刑事訴追官庁の情報提供要請のための窓口として指定されるのが、国内の受信担当者である（同条第2項）。当初、法案では、SNS事業者に対する追加的な情報提供義務を発生させるものではないと説明されていた<sup>(36)</sup>。しかし、委員会審査段階の修正で、受信担当者が要請から48時間以内に情報を提供する義務及び関連の過料規定が追加された（第4条第8項）<sup>(37)</sup>。

## おわりに

SNS法をめぐっては、表現の自由に与える影響、連邦と州又はEUとの関係における権限の問題など、ドイツ国内外で多様な観点から議論が交わされ、施行後も、その効果や実施体制について疑念や改善の余地を指摘する意見がある<sup>(38)</sup>。例えば、高額な過料を科されるおそれからSNS事業者がコンテンツの過剰削除に至る懸念については、個別のコンテンツの取扱いに基づいて過料が科されることはなく懸念は当たらないという意見がある<sup>(39)</sup>。一方で、実際に違法ではないと考えられるコンテンツまでもが削除された例も指摘されている<sup>(40)</sup>。

日本でも、インターネット上の差別的投稿等への対応の必要性が指摘されている<sup>(41)</sup>。対応の方法を検討する上で、諸外国の立法は参考になるものであり、引き続き諸外国の立法やその後の動向等を注視する必要がある<sup>(42)</sup>。

(36) *ibid.*

(37) Deutscher Bundestag, *op.cit.*(21), S.23. なお、修正では、送達受取人につき、プラットフォーム上で情報にアクセスできるようにすること、実際的な手続に留まらず、違法なコンテンツの流布に係る手続を開始する目的でも対応が可能であるようにしなければならないことが明示された。

(38) 前掲注(3)を参照。

(39) Deutscher Bundestag, *op.cit.*(30), S.7-9.

(40) 穂鷹知美「フェイクニュースに対する適切な対処法とは—ドイツのネットワーク執行法をめぐる議論—」『Synodos』2018.7.6. <<https://synodos.jp/international/21812>>

(41) 例えば、2016年に成立した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号。「ヘイトスピーチ解消法」）の附帯決議には、「インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること」が盛り込まれている（第190回国会衆議院法務委員会議録第19号 平成28年5月20日 p.30）。そのほか、「こちら特報部 ドイツ、偽ニュース規制 10月に導入」『東京新聞』2017.8.22; 「差別許さぬ社会に（特集ワイド）」『毎日新聞』2018.6.22, 夕刊などでも、インターネット上のヘイトスピーチ、フェイクニュースへの対策に言及されている。

(42) なお、英国では、ドイツのSNS法にならった法令の整備が検討されているという（Alex Wickham「イギリス政府がネットコンテンツを規制する機関を計画」『Buzzfeed News』2018.10.8. <<https://www.buzzfeed.com/jp/alexwickham/uk-government-regulator-internet-1>>; Laurence Dodd, “British MPs call for German-style law to block hate speech on social media,” *Telegraph*, 2018.7.28. <<https://www.telegraph.co.uk/technology/2018/07/28/british-mps-call-german-style-law-block-hate-speech-social-media/>>）。

# ソーシャルネットワークにおける法執行の強化に関する法律 (ネットワーク法執行法- NetzDG -)

## Gesetz zur Verbesserung der Rechtsdurchsetzung in sozialen Netzwerken (Netzwerkdurchsetzungsgesetz - NetzDG)

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
国土交通課 神足 祐太郎訳

### 【目次】

- 第1条 適用範囲
- 第2条 報告義務
- 第3条 違法なコンテンツに係る苦情処理
- 第4条 過料に関する規定
- 第5条 国内の送達受取人
- 第6条 経過規定

### 第1条 適用範囲

- (1) この法律は、利用者が、任意のコンテンツを、他の利用者と共有し、又は公衆にアクセス可能とすることを目的としたインターネット上の営利のプラットフォーム（以下「ソーシャルネットワーク」という。）を運営するテレメディアサービス<sup>(1)</sup>提供者に適用する。サービス提供者自らが責任を負う、ジャーナリズム的編集を経て形成された提供物を掲載するプラットフォームは、この法律にいうソーシャルネットワークとみなされない。個人間のコミュニケーション又は特定のコンテンツの頒布を目的とするプラットフォームも同様である。
- (2) ソーシャルネットワークの提供者は、当該ソーシャルネットワークの国内における利用登録者が200万人に満たない場合には、第2条から第3条までに規定する義務を免除される。
- (3) 違法なコンテンツとは、刑法典第86条、第86a条、第89a条、第91条、第100a条、第111条、第126条、第129条から第129b条まで、第130条、第131条、第140条、第166条、第184d条に関連する第184b条、第185条から第187条まで、第201a条、第241条又は第269条の構成要件に該当し、かつ正当化されない第1項にいうコンテンツをいう。

### 第2条 報告義務

- (1) 違法なコンテンツに対する1暦年100件を超える苦情を受けたソーシャルネットワーク提供者は、自らのプラットフォーム上の違法なコンテンツに係る苦情処理に関し、第2項に規定する事項を含むドイツ語の報告書を半年ごとに作成し、並びに連邦官報及び自身のホーム

\* この翻訳は、Netzwerkdurchsetzungsgesetz vom 1. September 2017 (BGBl. I S. 3352) <<https://www.gesetze-im-internet.de/netzdg/BJNR335210017.html>> を訳出したものである。訳文中 [ ] は訳者が原語又は訳文を補記したものである。本稿におけるインターネット最終アクセス日は2018年10月30日である。

(1) テレメディアサービスとは、電気通信法 (Telekommunikationsgesetz vom 22. Juni 2004 (BGBl. I S. 1190). <[https://www.gesetze-im-internet.de/tkg\\_2004/BJNR119000004.html](https://www.gesetze-im-internet.de/tkg_2004/BJNR119000004.html)>) 第3条第24号に規定する電気通信サービスのうち電気通信網を経由した信号の伝送をその本質の全てとする者、電気通信法第3条第25号に規定する電気通信を基盤とするサービス又は放送には該当しない全ての電子的情報・通信サービスをいう。

ページ上で、半年の〔期間〕満了後1月以内に公開する義務を負う。自身のホームページ上で公開された報告書は、容易に見つけることが可能で、直接にアクセスが可能であり、かつ常に利用することが可能でなければならない。

(2) 報告書は、少なくとも次の観点を含まなければならない。

1. ソーシャルネットワークの提供者が、プラットフォーム上における犯罪行為の防止のためにいかなる取組を行っているかの一般的説明
2. 違法なコンテンツに係る苦情の送信の仕組み及び違法なコンテンツの削除及び遮断〔Sperrung〕<sup>(2)</sup>のための判断基準の説明
3. 苦情担当部署〔Beschwerdestelle〕<sup>(3)</sup>から及び利用者からの苦情により並びに苦情理由により分類した、報告期間中に受けた違法なコンテンツに関する苦情の件数
4. 苦情対応を所掌する作業部門の組織、人員の配置、及び技術的・言語的能力、並びに苦情対応を所掌する者への訓練及び支援
5. 業界団体への加盟状況（当該業界団体に苦情担当部署があるか否かに関する説明を含む。）
6. 〔苦情処理の〕決定の準備のために外部機関に相談した苦情の件数
7. 報告期間中に当該コンテンツが削除され又は遮断されるに至った苦情の件数（苦情担当部署から及び利用者からの苦情により、苦情理由により、苦情が第3条第2項第3号aの場合に該当するか否かにより、当該場合に利用者に転送を行ったか否かにより並びに第3条第2項第3号bに基づき認定された規制された自主規制の機関へ〔違法性の決定の〕委任を行ったか否かにより分類されたもの）
8. ソーシャルネットワークに苦情が到達してから違法なコンテンツを削除し、又は遮断するまでの期間（苦情担当部署から及び利用者からの苦情により、苦情理由により、並びに「24時間以内」、「48時間以内」、「1週間以内」及び「それ以上」の時間区分の別に従って分類されたもの）
9. 苦情申立人及び苦情を申立てられたコンテンツを保存させていた利用者に対して苦情に関する決定を通知する方法

### 第3条 違法なコンテンツに係る苦情処理

(1) ソーシャルネットワークの提供者は、違法なコンテンツに係る苦情処理について、第2項及び第3項に規定する効果的かつ透明性のある手続を備えなければならない。提供者は、利用者に、違法なコンテンツに対する苦情を送信するための、容易に見つけることが可能で、直接にアクセスが可能で、かつ、常に利用することが可能な手続を提供しなければならない。

(2) 手続は、ソーシャルネットワークの提供者が次に掲げる事項を行うことを保証しなければならない。

1. 遅滞なく苦情を認識し、苦情で取り上げられているコンテンツが違法であるか及び当該コ

(2) 遮断（ブロッキング）は、当該コンテンツに対しアクセスできなくする措置をいう。例えば、Facebook社は、自社の利用基準に反したコンテンツについて、削除の措置を採る一方、ドイツ刑法典のみに違反しているコンテンツについては、ドイツ国内からのアクセスを不可能にする措置を採っている。（“NetzDG Transparency Report,” 2018.7. Facebook website <[https://fbnewsroomus.files.wordpress.com/2018/07/facebook\\_netzdg\\_july\\_2018\\_english-1.pdf](https://fbnewsroomus.files.wordpress.com/2018/07/facebook_netzdg_july_2018_english-1.pdf)>）

(3) 「報告機関」、「苦情窓口」等とも訳される。違法なコンテンツを報告する専門の機関等を含むものである。（「Network Enforcement Lawに基づく削除」Google Transparency Report website <<https://transparencyreport.google.com/netzdg/youtube>>）

コンテンツを削除すべきか又は当該コンテンツへのアクセスを遮断すべきであるか否かを審査すること。

2. 明らかに違法なコンテンツを、苦情が到達してから 24 時間以内に削除し、又は当該コンテンツへのアクセスを遮断すること。ただし、ソーシャルネットワークが明らかに違法なコンテンツの削除又は遮断についてより長い期間をとることを所管の刑事訴追官庁との間で合意している場合はこの限りではない。
  3. 全ての違法なコンテンツを、遅滞なく、原則として苦情の到達から 7 日以内に削除し、又は当該コンテンツへのアクセスを遮断すること。ただし、次のいずれかの場合には 7 日の期間を超過することができる。
    - a) コンテンツの違法性に関する決定が、事実の主張が真実ではないことに依拠する場合又はその他の事実に係る事情に依拠することが明らかな場合。ソーシャルネットワークは、これらの場合において決定前に、利用者に苦情に対する意見を述べる機会を与えることができる。
    - b) ソーシャルネットワークが、苦情の到達から 7 日以内に第 6 項から第 8 項までの規定に基づき認定された規制された自主規制の機関に違法性の決定を委任し、及びその決定に従う場合
  4. 削除する場合には、当該コンテンツを証拠目的のため保全し、及び当該目的のため、EU 指令 2000/31/EC 及び 2010/13/EU の適用される領域内で 10 週間保存すること。
  5. 苦情申立人及び利用者に遅滞なく決定について知らせ、及びその者に対し当該決定の理由を示すこと。
- (3) 手続において、各苦情及びその救済のために採られた措置は、EU 指令 2000/31/EC 及び同 2010/13/EU が適用される領域内において、確実に文書で記録されなければならない。
- (4) 苦情処理は、ソーシャルネットワークの経営者によって、毎月の検査を通じて監督されなければならない<sup>(4)</sup>。到達した苦情の処理において、組織的な不備がある場合は遅滞なく是正しなければならない。苦情対応要員には、ソーシャルネットワークの経営者によって、定期的に、少なくとも半年ごとに、ドイツ語での訓練及び支援プログラムが提供されなければならない。
- (5) 第 1 項に規定する手続は、第 4 条で規定する行政官庁が委託する機関によって監視され得る<sup>(5)</sup>。
- (6) ある機関が、次に掲げる要件を全て満たす場合に、この法律にいう規制された自主規制の機関として認定しなければならない。
1. 当該機関の審査者の独立性及び専門性が保証されていること。
  2. 適切な設備及び 7 日以内の迅速な審査が確保されていること。
  3. 審査の範囲及び手順並びに加盟するソーシャルネットワークの提出義務を定め、並びに決定を再審査する可能性を予定する手続規則があること。
  4. 苦情担当部署が設置されていること。

(4) 法案説明資料では、犯罪対応が組織上の責任者の責任下で行われる必要性を指摘している（Deutscher Bundestag, Drucksache, 18/12356, S.23. <<https://dipbt.bundestag.de/doc/btd/18/123/1812356.pdf>>）

(5) 現在、苦情処理の監視は各州が共同で設置した青少年保護関係の組織である jugendschutz.net が行っている（*ibid.*）。

5. 当該機関が、適切な設備を確保している複数のソーシャルネットワーク提供者又は機関によって運営されていること。それに加えて、他の特にソーシャルネットワークの提供者の参加に対して開かれていなければならないこと。
- (7) 規制された自主規制機関の認定については、第4条で規定する行政官庁が行う。
- (8) 認定のための条件が後に満たされなくなった場合、認定の全部若しくは一部を撤回し、又は付款を設けることができる。
- (9) 第4条で規定する行政官庁は、ソーシャルネットワーク提供者について、規制された自主規制との連携により第2項第3号の義務履行が保証されないことが予測される場合、当該ソーシャルネットワーク提供者が、第2項第3号bに基づく決定の委任を限定された期間行えなくすることを決定することもできる。

#### 第4条 過料に関する規定

- (1) 故意又は過失により、次のいずれかに該当する者は秩序違反とされる。
  1. 第2条第1項第1文に反し、報告書を作成せず若しくは不適正に、不完全に若しくは期限を遵守せずに作成し、又は公表せず若しくは不適正に、不完全に、所定の方法によらずに、若しくは適時に公表した者
  2. 第3条第1項第1文に反し、国内に居住し又は所在地を有する苦情担当部署から又は利用者からの苦情の処理に係る同文で定める手続を備えず、又は不適正に若しくは不完全に備えた者
  3. 第3条第1項第2文に反し、同文で定める手続を定めず、又は適正な方法で定めていない者
  4. 第3条第4項第1文に反し、苦情処理を監督せず又は適正に監督していない者
  5. 第3条第4項第2文に反し、組織的な不備を是正しない又は適時に是正しない者
  6. 第3条第4項第3文に反し、訓練又は支援を提供せず又は適時に提供しない者
  7. 第5条に反し、国内の送達受取人又は国内の受信担当者を指定しない者
  8. 第5条第2項第2文に反し、受信担当者として情報提供要請に応じない者
- (2) 秩序違反は、第1項第7号及び第8号の場合には50万ユーロ以下の過料、第1項の他の号の場合には500万ユーロ以下の過料に処することができる。秩序違反法第30条第2項第3文<sup>(6)</sup>が適用される。
- (3) 秩序違反は、国内で行われない場合においても罰することができる。
- (4) 秩序違反法第36条第1項第1号<sup>(7)</sup>にいう行政官庁は、連邦司法庁とする。連邦司法消費者保護省は、連邦内務省、連邦経済エネルギー省及び連邦交通デジタルインフラ省と合意して、過料手続の開始の際及び過料額の決定の際の、過料当局の裁量権の行使に関する一般的な管理原則を公布する。
- (5) 行政官庁は、未削除又は未遮断のコンテンツが第1条第3項にいう違法であることを自らの決定の根拠とする場合、あらかじめ、違法性について、裁判所の決定を得るものとする。

(6) 秩序違反法 (Gesetz über Ordnungswidrigkeiten in der Fassung der Bekanntmachung vom 19. Februar 1987 (BGBl. I S. 602). <[https://www.gesetze-im-internet.de/owig\\_1968/BJNR004810968.html](https://www.gesetze-im-internet.de/owig_1968/BJNR004810968.html)>) 第30条は、法人及び団体に対する過料について定めており、同文では法人に対し、法定の10倍の過料を科すことができることが規定されている。

(7) 秩序違反法第36条第1項第1号は、法律によって指定された行政官庁が「当該の秩序違反につき」所管することを定めている。

過料の決定に対する異議に関して決定を行う裁判所が、[先決的決定を] 管轄する。先決的決定の申立ては、ソーシャルネットワークの意見と併せて裁判所に送付されなければならない。当該申立てに対しては、口頭審理を行わずに決定することができる。決定は、最終的なものであり、行政官庁を拘束する。

#### 第5条 国内の送達受取人

- (1) ソーシャルネットワークの提供者は、国内において、送達受取人を指名しなければならず、そのプラットフォーム上において、容易に見つけることが可能で、かつ、直接にアクセス可能な方法でその [指名された] 者に対して、注意を喚起しなければならない。この者に対し、違法なコンテンツの頒布に対する、第4条に規定する手続上の又はドイツの裁判所の裁判手続上の送達を行うことができる。これは、当該手続を開始する文書の送達にも適用する。
- (2) 国内の刑事訴追官庁の情報提供要請に対して、国内の受信担当者を指定しなければならない。当該受信担当者は、第1文に規定する情報提供要請に対し、その到達から48時間以内に回答する義務を負う。情報提供要請に対して当該要請に漏れなく応えた情報をもって回答しない場合、当該回答にはその理由を付さなければならない。

#### 第6条 経過規定

- (1) 第2条に規定する報告は、2018年の上半期に第1回目が行われる。
- (2) 第3条に規定する手続は、この法律の施行から3月以内に導入されなければならない。ソーシャルネットワークの提供者が、後の時点において初めて第1条の要件を満たした場合には、第3条に規定する手続は、当該時点から3月後に導入されなければならない。

(こうたり ゆうたろう)

